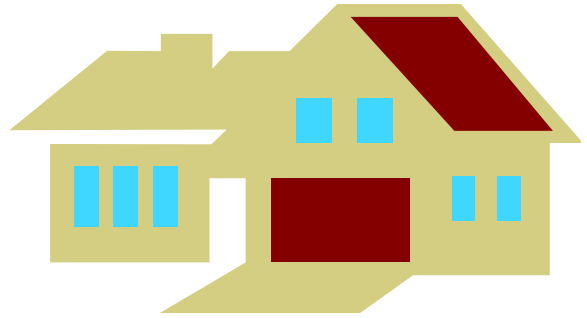


**緊急経済対策**

# 五泉市住宅リフォーム事業

五泉市では、緊急経済対策として市内住宅関連業者の振興と地域経済の活性化を図るため、自己の居住する住宅のリフォームを行う場合、その工事費の一部を補助します。



## 補助対象者

1. 五泉市に住民登録または外国人登録を行っていること。
2. 市税を滞納していないこと。

## 施工業者の条件

市内に本店を有する法人または個人事業者。

## 補助額

市内施工業者に請け負わせた20万円以上(消費税含む)のリフォーム工事に要する費用の20%(1,000円未満切り捨て)とし、10万円を限度とします。

## 募集期間

平成23年4月20日から

※申請金額が補助予定金額に達した時点で締め切らせていただきます。

## 対象工事期間

補助金交付決定通知書が届いてから平成24年3月31日までに工事が完了し、実績報告書が提出できるもの。

## 申込方法

リフォーム工事着工前に、必要書類を添付の上、申請書を商工観光課に提出してください。

必要書類：納税証明書、工事前の写真、契約書または見積書の写し、工事の図面等

## 注意事項

1. 補助金の交付は同一の住宅について、1回限りとします。  
※平成22年度に補助を受けた方は、リフォーム工事内容が変わっても対象となりません。
2. 申請時にリフォーム工事前の写真、工事完了後の実績報告書には工事後の写真(どちらも撮影日の入ったもの)を添付していただきます。
3. 申請後、工事を中止するときは中止届を提出してください。また、工事内容が減額変更となる場合は工事完了後の実績報告書で減額変更内容を記載してください。

## 住宅リフォーム工事補助対象一覧(例)

No.	リフォーム工事内容	可否	特記事項
1	屋根の葺き替え、塗装、外壁の補修	○	
2	天井、壁紙、床の張り替え等の内装工事	○	家庭用火災報知機の機器代も対象
3	台所、風呂、トイレ等の改修工事	○	
4	畳の取り替え(表替え含む)	○	
5	建具、サッシ等の取り替え	○	
6	バルコニー・サンルームの改修・新設・取替	○	
7	住宅部分の増築、間取りの変更	○	
8	シロアリ駆除	×	リフォーム工事ではないため対象外
9	シロアリ駆除後の補修・取替	○	
10	電化製品のみを取り替え(エアコン、テレビ等)	×	購入が主であるため対象外
11	室内カーテンの取り替え	×	購入が主であるため対象外
12	電話(インターネット)の配線工事	×	リフォーム工事ではないため対象外
13	車庫、造園、フェンスなどの外構工事	×	住宅ではないので対象外
14	住宅の取り壊し(全部・一部)工事	×	リフォーム工事ではないため対象外
15	バリアフリー改修	△	高齢福祉課・健康福祉課で補助対象部分 は除外
16	耐震改修を伴うリフォーム	△	都市整備課で補助対象部分は除外

※ 上記は主な工事の一覧です。詳しい内容については、お問い合わせください。

### 問合せ先

商工観光課 商工係

〒959-1692 五泉市太田1094番地1

電話:0250-43-3911 内線275

商工観光課 村松事務所

〒959-1705 五泉市村松乙130番地1

電話:0250-58-7181 内線320・322